

貴自治体名 _____

懇談日時 _____ 月 _____ 日 (_____) 午前・午後 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分

懇談会場 _____ ※会場が確定している場合はご記入ください。

2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 税の滞納について 担当課(収 納 課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

- ①滞納整理マニュアルはありますか ()ある (○)ない
 ②滞納者の件数(約2,640)件
 ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)
 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 2)換価の猶予の適用件数(——)件
 3)滞納処分の停止の適用件数(111)件
 ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)(266)件
 ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

納税相談等に応じず、自主的納付による完納が見込まれない場合

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
 (○)引き継ぐ ()引き継がない

【2】1. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

- ① 生活保護の申請件数とその保護件数について
 2013年度相談件数 (99)件、申請件数 (52)件、そのうち保護開始件数 (45)件
 ② 014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (186)世帯 (262)人
 ③ 生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
	介護保険料	人
	高額介護サービス費利用負担上限額	人
	自立支援医療の負担上限	一人
	障害福祉サービスの負担上限	一人
	医療保険の自己負担限度額	人
	保育料	人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	児童入所施設措置の徴収金	人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	

※以下は市のみお答えください

- ④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	3人	2年 2カ月	0人	60世帯	85人
2014年4月1日現在	3人	年 4カ月	0人	62世帯	87人

- ⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について
 警察官OBの配置ありますか ()ある (○)ない
 「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください
 配置を開始した年月()年()月
 その職員が担当している業務()
 「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中
 計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

- ⑥生活困窮者自立支援のための事業について
 1)実施しているものに○印をつけてください。
 ()自立相談支援事業 ()住宅確保給付金の支給 ()就労準備支援事業
 ()一時生活支援事業 ()家計相談支援事業 ()学習支援事業
 ()その他(記述:)
 2)運営形態について ()直営 (○)委託 → 委託先(弥富市社会福祉協議会予定)
 3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (○)カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(介護高齢課)電話()FAX()

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 ()ない (○)ある→実施年月(2006年 12月)2013年度実績(0)件(0)円
 ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 ()ない (○)ある→実施年月(2007年 10月)2013年度実績(0)件(0)円
 ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (210)人(2014 年 6 月現在)
 ④介護給付費準備基金について
 2012年度末の残高(14,096)千円
 2013年度末の残高(48,144)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
 ⑤地域包括支援センター設置数(1)箇所 直営(0)箇所、委託(1)箇所
 職員配置人数(5.5)人 正職員(5.5)人、非正規職員(0)人
 ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○)実施している → 実施年月日(2011年 4 月 1 日) 2013年度実績(125)件
 ()検討中である ()実施の予定がない
 ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○)実施している → 実施年月日(2011年 4 月 1 日) 2013年度実績(150)件
 ()検討中である ()実施の予定がない
 ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
 ()実施している → 実施年月日()年()月()日 2013年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない
 ⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	最大週 7 回、毎昼食時
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(32,340)食÷年間配食日数(346)日 =1日当たり平均(93.46)食
	1食あたりの助成額	379 円
	1食あたりの利用者負担額	300 円
会食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	福祉センター喫茶室の利用について、1ヶ月あたり 5 回までの利用分を助成 ふれあい昼食会 年間 3 回
	月平均利用者数(2013年度)	533.5 枚(≒6,403 枚÷12ヶ月)
	1食あたりの助成額	チケット方式で1回当たり 200 円 ふれあい昼食会 全額
	1食あたりの利用者負担額	チケット助成額(200 円)の差額分 ふれあい昼食会 なし

- ⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	①ふれあい収集事業 ② 弥富市ささえあいセンター事業
対象者の要件	①一人暮らしで要介護認定の方や重度障害者の方、前記に準ずる世帯

	② 介護保険法に規定する要介護認定を申請中又は認定を受けた方 身体・知的・精神、それぞれの障害者手帳の交付を受けている方又は交付申請中の方、難病対象疾患を証明する医師の診断書又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
1カ月平均利用者実数(2013年度)	①7人 ②15.6回

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	<input type="checkbox"/> 助成制度がある <input type="checkbox"/> 助成制度はない <input type="checkbox"/> 検討中である		
制度内容	<input type="checkbox"/> 介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2013年度)		
	<input type="checkbox"/> 介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2013年度)	

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

地域での見守り事業として65歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした福祉調査を毎年1回(6月)、民生・児童委員を通じて実施している。
--

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	地域巡回バスの名称	きんちゃんバス
	利用料	高齢者(歳以上)(200)円、障がい者(100)円 一般(200)円、子ども(7歳 ~ 18歳)(100)円
	その他特記事項	75歳以上高齢者・未就学児(無料)、障がい者同伴介助者(100)円
	2013年度の運行実績	日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)以外 運行
タクシー代助成	実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	
	障がい者	<p>●心身障害者福祉タクシー料金助成事業●</p> <p>【対象者】 身体障がい者手帳1級~3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方 ※施設入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方には交付できません。</p> <p>【交付枚数】 年間48枚</p> <p>【助成額等】 (利用可能枚数) 一般タクシー :1回の乗車につき、2枚まで リフト付タクシー:1回の乗車につき、1枚 (助成額) *一般タクシー :1枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)及び迎車回送料金 2枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで *リフト付タクシー :車椅子1,500円、ストレッチャー2,000円</p>

要介護認定者	【弥富市高齢者等福祉タクシー料金助成事業】 (対象者) 市内に住所を有する在宅の方で、介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方 (助成内容) チケット(利用券)交付方式 (利用券の交付枚数) 利用券の交付枚数は、年間 24 枚 (助成金の額) 利用券による助成金の額は、基本料金及び迎車回送料金に相当する額とする。
	2013年度の助成実績 要介護認定者分 6,187 枚(4,206,170 円) 障がい者分 9,385 枚(6,277,005 円)

⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

⑭介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2013年度実績)は (493)枚

2)認定書は(○)毎年発行している
()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

(○)申請書を送付している → 2013年度(735)件

()認定書を送付している → 2013年度()件

()自動的に送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

(○)次のような方法で判断している(要介護度及び介護認定時の認定調査票)

⑮介護保険サービス利用人数について (1,320)人(2014年5月 現在)

⑯介護保険支給限度基準額超過者の人数について ()人()年 月 現在)

⑰施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない

⑱紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について ()認めている (○)認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない

㉒新しい総合事業について

1)「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

「ささえあいセンター」による日常生活支援

2)実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください(担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

既存の事業所への委託を検討

3. 高齢者医療など 担当課(保険年金課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (4,761)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (755)人

内〔ひとり暮らし非課税者(39)人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(36)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(61)人 短期保険証発行人数(4)人

差し押さえ(2013年度)件数(0)件、金額()円

4. 子育て支援策 担当課(学校教育課)電話(65-1111)FAX(66-1038)

※2014年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

中学校卒業まで弥富市に住所を有する者(保険の資格を有する者)

全疾患適用(保険適用分)

現物給付 所得制限なし

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
()その他()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.2)倍

そのほか・生活保護法第6条第2項の規定による要保護者・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止・弥富市税条例第26条に基づく市民税の非課税、第49条に基づく市民税の減免・愛知県税条例第42条の40に基づく個人事業税の減免・弥富市税条例第65条に基づく固定資産税の減免・国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金保険料の減免・弥富市国民健康保険税条例第23条の3に基づく国民健康保険税の減免・児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給・生活福祉資金貸付制度による貸付・保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

()就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】

()何もしていない

()その他(下欄にご記入ください)

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,648,000)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,500,000)円

5)申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらでも可

6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である ()必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	267 人	278 人
受給割合	7.0%	7.3%
支給額	21,351,975 円	21,316,250 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

※2013年度は決算額、2014年度は8月末現在の状況

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 () 償還払い () その他

9) 就学援助の項目について

- () 学用品費 () 体育実技用具費 () 入学準備金 () 通学用品費 () 通学費
 () 修学旅行費 () クラブ活動費 () 生徒会費 () PTA会費 () 給食費
 () 校外活動費(宿泊を伴わないもの) () 校外活動費(宿泊を伴うもの) () 医療費
 () 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
 () その他(新入学学用品)

※~~————~~は全額公費負担

③ 学校給食について(2014年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。

- () 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例: 就学援助をすすめるなど)

給食費等未納がある児童・生徒の父兄には就学援助を進めている。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例: 半額補助、第2子以降無料など)

特になし

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	8校	校	8校	校	校	260円
中学校	3校	校	3校	校	校	300円

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)

1) 件数(27)件 対応職員(5)人、うち専門職(2)人

2) 専門職の職種について () 児童福祉司 () 社会福祉士 () 臨床心理士 () 保健師
 () 保育士 () その他(家庭相談員)

3) 現状に対する課題

転入(他市町村から継続)を含めた新規ケースや、継続ケースで新たにフォローしなければならないケースが増加している。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

児童虐待防止推進月間である11月に、厚生労働省作成のポスター掲示や、児童虐待防止に関する啓発記事を市広報及びホームページに掲載した。

⑤ 保育について

1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

年々増加傾向にある低年齢児や、保育ニーズに対応するため、平成26年度には、白鳥保育所を建て替えし、市全体の受入れ人数を増加させるとともに、平成27年度から新白鳥保育所において、一時保育の実施を計画している。

2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

保育所型事業所内保育事業所の設備の基準において、乳児室の面積を国は乳児等1人につき1.65㎡以上であるのを、3.3㎡以上とした。

5. 国民健康保険

担当課(保険年金課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2012年度	2013年度	2014年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (6.9)%	× (6.9)%	× (6.9)%
	資産割	固定資産税額	× (20.0)%	× (20.0)%	× (20.0)%
	均等割	加入者1人につき	29,000 円	29,000 円	29,000 円
	平等割	1世帯につき	28,000 円	28,000 円	28,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			84,634 円	87,379 円	87,228 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			16,314 円	8,225 円	14,324 円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	95,600 円	199,600 円	250,600 円
	介護分	19,500 円	41,500 円	53,500 円
	後期高齢者支援分	32,500 円	69,500 円	87,500 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	93,800 円	157,600 円	208,600 円
	後期高齢者支援分	31,100 円	53,500 円	71,500 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	85,600 円	136,600 円	187,600 円
	後期高齢者支援分	27,500 円	45,500 円	63,500 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

申請前3月における合計収入金額の平均から勤労収入額の1割(月額13,400円を限度とする。)を控除した額が生活保護法による保護基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110以下と認められかつ生活費に処分できる財産がないもの
所得割額・均等割額・平等割額の100分の50に相当する額

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

前年中の世帯の合計金額が362万円以下のもので、世帯の当該年中の合計所得金額の減少見込が10分の5以上のもの
前年中の世帯の合計収入が520万円以下で申請前3月の合計収入金額の平均金額が生活保護基準の100分の130以下のもの
双方を比較して、減免額の大きい方を採用する。

④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

- 資格証明書は交付していますか。 (○)交付していない () 交付している→()世帯
- 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他
- 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
上記のうち、6か月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
- 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
()国の基準どおり実施している
()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
()高校生世代以下の子どものいる世帯
()障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
()病弱者のいる世帯

() 次の場合は、交付対象から除外している。

[Empty box for exclusion cases]

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

[Empty box for criteria for switching insurance certificates]

⑤ 短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(0)人 ・2カ月(0)人 ・3カ月(0)人 ・4カ月(0)人
・5カ月(0)人 ・6カ月(495)人 ・1年(0)人 ・その他(0)

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

過年度分に滞納のある世帯

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1) 差し押さえの基準(自主的納付による完納が見込めない場合等) ()

2) 分納者への対応()

3) 予告通知書の発行()件

4) 差押え件数 不動産()件 預貯金()件 生命保険()件(内学資保険()件)

その他()件()

5) 競売などによる現金化 ()件 ()円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (3)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (48)人

3) その他

[Empty box for other details]

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている () 検討中である () 設けていない

3) 2013年度の減免件数 (0)件 減免金額 ()円

⑨ 高額療養費について

() 自動払いしている (○) 申請書を送付している () 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 (○) 公開していない () 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → ()人

6. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

① 訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)8月利用分は未確定のため、7月利用分とする。

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	20	121.5	20.825

重度訪問介護	0	0	0
行動援護	0	0	0
同行援護	2	6	4.25

②地域生活支援事業の移動支援8月利用分は未確定のため、7月利用分とする。
支給者数(18)人 最多支給時間数(21)時間 平均支給時間数(9.4)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (22)人8月利用分は未確定のため、7月利用分とする。

2014年度中の完全実施の見込み ()あり ()なし

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

平成26年度に社会福祉協議会の相談員の増員(2名)を行ったが、平成26年度中の達成は、困難と思われる。

⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) (12.5)%

障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) (40.7)%

⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

1)介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について

()行っている ⇒(具体的に 相談支援事業所の相談員と連携を取り、利用意向・状況の把握に努めている。)

()行っていない

2)障害福祉サービス固有のもの認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。

()限定している

()独自で判断している ⇒(具体的に 同通知1-(2)-②-アを踏まえ、その障害者の心身の状況や利用意向等の聴き取りを行い、また、社会資源の整備状況等を踏まえ、障害福祉サービス固有のもの認められるものであるかを総合的に判断している。)

3)65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について

()65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。

()65歳到達後数か月余裕を持たせている。⇒()月

()その他 ⇒(具体的に)

4)要介護認定申請が遅れた場合の対応について

()65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る

()要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果がでるまで障害福祉サービスを支給する。

()その他 ⇒(具体的に)

⑦通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

※「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」(平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(障発第0425001号 平成20年4月25日)3-(4)-ア)

⑧入院時のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

※障害者総合支援法 第7条により認めていない。

7. 健診事業

担当課(健康推進課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-65-4300)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		受診率 (平成25年度)
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	<input type="checkbox"/> 個別・ <input type="checkbox"/> 集団	40~69歳 1,000円 70歳以上 無料	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	40~69歳 500円 70歳以上 無料	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可	39.7%

がん検診	胃がん	個別・集団	40～69歳 2,700円 70歳以上 1,400円	可・不可	40～69歳 1,200円 70歳以上 600円	可・不可	14.2%	
	大腸がん	個別・集団	40～69歳 700円 400円 70歳以上 400円 200円	可・不可	40～69歳 300円 70歳以上 200円	可・不可	23.7%	
	肺がん	個別・集団	40～69歳 1,100円 (喀痰検査 含む 1,700 円) 70歳以上 600円 (喀痰検査 含む 900 円)	可・不可	40～69歳 600円 70歳以上 300円	可・不可	20.8%	
	子宮がん	個別・集団	20～69歳 1,100円 (体部含む 1,900円) 70歳以上 600円 (体部含む 1,000円)	可・不可	20～69歳 600円 70歳以上 300円	可・不可	19.2%	
	乳がん	超音波(視触診 含む)	個別・集団	30～69歳 1,300円 70歳以上 700円	可・不可	※	※	※
		マンモグラフィー (視触診含む)	個別・集団	30～69歳 1,500円 70歳以上 800円	可・不可	30～69歳 1,200円 70歳以上 600円	可・不可	21.4%
	前立腺がん	個別・集団	50～69歳 1,000円 70歳以上 500円	可・不可	50～69歳 500円 70歳以上 300円	可・不可	17.0%	
	歯周疾患	個別・集団	無料	可・不可	※	※	歯周炎 及び歯 周疾患 16.2%	

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 (○)特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

(○)節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
(○)その他(妊娠中の方と産後1年以内の産婦)

8. 任意予防接種の助成

担当課(健康推進課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-65-4300)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	70歳以上	3,000円	医療機関による	平成24年5月1日
おたふくかぜ	—	円	円	
ロタウイルス	—	円	円	
B型肝炎ウイルス	—	円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となりますが、市町村独自助成との調整はどのようにされる予定ですか。

平成27年3月31日までは、任意接種の一部助成(3,000円)は続ける。平成27年4月1日以降の任意接種の助成は海部・津島地区では行わない予定ですので、それに準じます。

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました